

重要事項説明書

介護老人保健施設 ほのぼの苑のご案内
(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ほのぼの苑
- ・開設年月日 平成8年4月22日
- ・所在地 秋田県潟上市昭和大久保字街道下92-1
- ・電話番号 018-877-7115 ・ファックス番号 018-877-7481
- ・施設長名 小林 顕
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0552380040 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 ほのぼの苑の運営方針]

「介護保健法に基づき、在宅治療中の方や、病院、診療所で治療後、機能回復が必要な高齢者の方へ日常生活の自立と家庭復帰を支援します」

(3) 施設の職員体制

必置職については法令のさだめるところによる。

医師	1名以上	
薬剤師	実情に応じた数	(300で除した数)
看護職員	9.7名以上	(常勤換算)
介護職員	24.3名以上	(常勤換算)
支援相談員	1名以上	
理学療法士	1名以上	
作業療法士		
言語聴覚士		
栄養士	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
事務員等	実情に応じた数	

(4) 入所定員等 ・定員100名

- ・療養室 個室 10室、2人室 5室、4人室20室

(5) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時～9時
 - 昼食 12時～13時
 - 夕食 17時～18時
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・ 小玉医院
 - ・ 南秋田整形外科
 - ・ 南秋田眼科
 - ・ 秋田厚生医療センター
 - ・ 湖東厚生病院
- ・協力歯科医療機関
 - ・ おおくぼ歯科診療所

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 入所時に準備していただくもの
健康保険被保険証または後期高齢者健康保険被保険証
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（所有者のみ）
身体障害者手帳（所有者のみ）
福祉医療費受給者証（所有者のみ）
印鑑（本人・身元引受人）
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証
現在、薬を服用中の方は14日分持参して下さい。
- ・ 日常生活用品・・・
 - ・ タオル、バスタオル・浴用道具・寝衣（パジャマ）・室内靴・コップ2個
 - ・ ハブラシ歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・入れ歯ケース・ウエットティッシュ
 - ・ 口腔ケア用ウエットティッシュ・ひげそり・食事用エプロン・ティッシュ
 - ・ 下着（パンツ・肌着）・普段着（着替えの簡単なもの）*持ち物にはすべて、名前を書いて下さい。
- ・ 面会・・・午前 8：00より午後17：30となっておりますが、ご都合のある方は、この限りではありません。
- ・ 外出・外泊・・・申請手続きがありますので、職員にお申し出ください。
- ・ 飲酒・喫煙・・・施設行事内での飲酒は可能ですが、それ以外ではご遠慮ください。施設内は、全箇所禁煙になっております。ご協力お願い致します。
- ・ 設備・備品の利用・・・別途費用のかかるものもありますので、職員にお申し出ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み・・・ご家庭で使用しているポータブルトイレ、歩行器、車椅子等は、ご自分のものをご持参ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・貴重品等の持ち込みは、ご遠慮ください。また、高額の所持金もご遠慮ください。
- ・ 外泊時等の施設外での受診・・・ご家族による他科受診はご遠慮ください。必要に応じ、当施設の職員が付き添い、協力医療機関を受診いたします。
- ・ 宗教活動・・・宗教上の都合により、禁止されている事もありますので、職員にお申し出ください。
- ・ ペットの持ち込み・・・入所を希望される方、面会をされる方の居室等へのペットの持ち込みは、禁止させていただきます。

5. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 全職員により構成される自衛消防隊組織活動
- ・ 防災設備 スプリンクラー
 消火器 8箇所
 消火栓 5箇所
 防火戸 2箇所 を設置
- ・ 防災訓練 年2回
- ・ 防火責任者 加藤 稔樹

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 018-877-7115）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

施設長：小林 顕
事務長：加藤 稔樹
介護支援専門員：船木 孔
支援相談員：鎌田 久美子

行政窓口

潟上市役所 長寿社会課	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	018-853-5323
秋田市役所 介護保険課	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	018-866-2069
男鹿市役所 福祉事務所	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	0185-24-9119
井川町役場 町民課	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	018-874-4417
八郎潟町役場 福祉課	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	018-875-5808
五城目町役場 健康福祉課	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	018-852-5108
秋田県介護保険審査会	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	018-860-1366
国保連合会 苦情窓口	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	018-883-1550
秋田県運営適正化委員会	平日	午前 9 時から午後 5 時	電話	018-864-2726

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。